

# 家族の多様化と非典型家族の現状

松信 ひろみ

駒澤大学文学部准教授

## 1. はじめに

本稿では、①典型家族の形成と衰退、②非典型家族の現実と先進諸外国の対応、③家族の多様化と非典型家族の今後、について検討してゆく。

私たちの多くは、結婚や家族とはこうあるべきものという認識をもっているが、そうした社会通念としての典型的な結婚・家族のありかたは、戦後に形成され、普及していったものにすぎない。それは、高度経済成長期という特殊な社会的背景のもとでは非常に機能的なものであったが、社会経済的な状況が変化した現代では、必ずしも典型的なものとはいえなくなっている。

結婚・家族は明らかに多様化の方向に向かっている。しかし、多様な家族、典型からはずれた非典型家族は、問題家族として捉えられ、逸脱した家族

であるからと政策の視野から排除され、保障の恩恵を受けるならば典型家族を目指すように仕向けられているのが現状であるといえよう。だが、いまや非典型家族は逸脱、マイノリティでは片付けられない。結婚・家族の多様化は避けられない現実であって、先進諸外国では、こうした多様な結婚・家族のありかたを保障する方向で動いている。日本においては、未だに典型家族を家族の基準としているが故に、非典型家族は、さまざまな問題、課題を抱えているといえよう。

## 2. 典型家族モデルの形成と衰退

### 2-1. 典型家族モデルの形成と普及

そもそも私たちが典型的と考えている結婚・家族とは、どのようなものであろうか。さまざまな側面から捉えることができるが、結婚のありかたとしては、①適齢期での皆婚、②永続的な婚姻関係、③届出婚、が挙げられ、家族のありかたとしては、④性別役割分業に基づく核家族、が挙げられる。これらの要件を満たす結婚・家族のかたちが戦後、そして高度経済成長期を通じて形成され、典型家族とみなされるようになった。

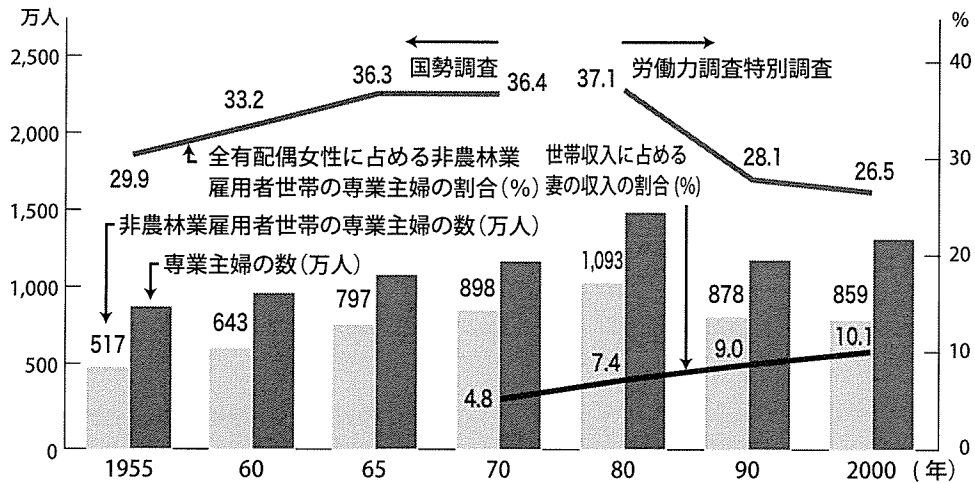
1950年代から1970年代までは、男女ともいわゆる結婚適齢期（男性26.7歳、女性24.5歳で当時の平均初婚年齢とほぼ合致する）と呼ばれる年齢に、8割から9割が結婚するというまさに、皆婚の時

### まつのぶ ひろみ

1965年生。上智大学文学部社会学科卒。上智大学大学院文学研究科社会学専攻博士課程後期修了。長岡大学産業経営学部専任講師を経て、現在、駒澤大学文学部准教授。

主要著書に、『少子化時代のジェンダーと母親意識』（共著）、『新世紀の家族さがし』（共著）、『国際比較：仕事と家族生活の両立—日本・オーストリア・アイerland』（共訳）などがある。

図表 1 専業主婦の推移



(注) 非農林業雇用者世帯の専業主婦の数は、夫が雇用者(非農林業)で妻が非労働力(無業)の人口、専業主婦の数は、全有配偶女性で非労働力の人口。

出所) 井上輝子、江原由美子編『女性のデータブック第4版』有斐閣、2005、p85、図37-1より

代であった。こうした状況の背景には、戦後の民法改正により、結婚は家系の存続のためではなく、個人的なものになったにもかかわらず、私たちの人生上には、結婚、家族形成というイベントが欠くべからざるものとして存在していたこと、また男性は家族の扶養者という立場になって初めて、社会的にも一人前とみなされたこと、そして、女性には結婚適齢期に結婚、職場を退職し、一家の稼ぎ手である夫に内助の功を尽くすことが期待され、結婚適齢期を超えて就業することが困難であるような社会環境が存在したことなどが挙げられる。これまで、典型家族の形態とみなされてきた「サラリーマンと専業主婦と子どもからなる核家族」は、落合や山田も指摘しているように、日本においては第二次世界大戦後、高度経済成長期に普及したものなのである(落合、2004；山田、2005)。今でこそ、労働力人口の約85%が雇用者であるが、戦前は60%以上が第一次産業を中心とする自営業者であり、戦後になって日本の中心産業が第二次産業へ移行したことによって雇用者率が高まっていった。それに伴い、図表1にみるように既婚女性の専

業主婦化が進行していったのである。終身雇用、年功序列といった日本型雇用慣行の対象となった男性は生涯雇用者となったが、女性は結婚までの一過性の雇用者に過ぎず、適齢期に結婚し、専業主婦となっていたのである。

山田は、こうした典型家族のありかたを戦後家族モデルと呼んでいるが、戦後家族モデルは、高度経済成長期という時代にはまさに機能的な家族であり、また高度経済成長という経済的な安定性があったからこそ普及した家族のありかたであるといえる(山田、2005)。「夫は仕事、妻は家事育児」という性別役割分業を前提とした家族では、専業主婦が家事や子育てを一手に引き受けることによって、夫は仕事以外のことは一切免除され、一家の唯一の稼ぎ手として職場での仕事に専念することができた。男性(夫)が職場で仕事に励むことは、本人や家族にとっては、現在の高収入、そして将来的には昇進・昇給による社会的な身分保障になったばかりでなく、会社や日本社会にとっては、会社の発展、高度経済成長という日本経済の発展にも貢献した。そして、こうした性別

分業による家族は、山田も指摘するように、唯一の稼ぎ手である男性（夫）の経済的安定性（終身雇用、年功序列など）があったからこそ実現できたかたちであったといえよう。

また、戦後の一貫した少子化傾向の中で、この時代は、子どもの数が安定していた時代でもある。高度経済成長期は、高学歴化の幕開けの時代であり、子どもに十分な教育をさせるのなら、2、3人がよいという考え方が浸透し、戦後の医療技術・衛生状態の向上、家族計画の普及と相まって、「子どもは二人」の核家族という典型モデルが出来上がった。

さらに、この時代の結婚の特徴といえば、普通離婚率が1.0を切る状態を維持しており、離婚率が低位安定を保っていたということである。この水準は、世界的にみてもかなり低い値である。また、婚外子率も1%にも満たないという世界的にみても非常に低い数値を保っており、届出による婚姻が前提となっていることを示している。

そして、税制と社会保障面でも、こうした典型家族を基準に、例えば、配偶者控除、配偶者特別控除、第三号被保険者制度などが作られてきたといえよう。

こうして戦後から高度経済成長期にかけて形成、普及した典型家族は、1980年代前半までは、確かに家族形態の主流であり、社会的にも機能的であったかもしれない。しかし、1980年代からその様相は変化の兆しを見せ始める。

## 2-2. 典型家族モデルの衰退と結婚・家族の多様化

1980年代後半から1990年代前半にかけてのバブル経済期を迎える頃から、結婚や家族をめぐる状況は大きく変化してくる。山田が「パラサイト・シングル」と名づけたように、親と同居しながら独身生活を謳歌する若者が増え、こうした若者が未婚化・晩婚化傾向に寄与するようになった。2005年の国勢調査によれば、男性の25歳から29歳の未婚率は72.6%、30歳から34歳の段階でも47.7%が未婚という状態である。女性に関しても25歳から29歳の未婚率は59.9%、30歳から34歳でも32.6%と、

かつての結婚適齢期における皆婚からは程遠い状況である。結婚適齢期という言葉もかつてのような意味をもたなくなっている。しかし、未婚者の9割は、いずれは結婚するつもりとしており、全く結婚の意志がないというわけではなく、単に結婚を先延ばしにしているにすぎない（国立社会保障・人口問題研究所『第13回出生動向基本調査』）。

こうした未婚化・晩婚化の背景には、親による扶養期間の長期化などさまざまな要因が指摘されているが、家族の扶養責任をもって男性を一人前とみなすような社会的状況が薄れてきたこと、1986年に施行された男女雇用機会均等法により、女性に対する早期退職、結婚退職の強要がなくなったことなどから、ある一定の年齢までに結婚しなければいけないという社会的な強制力が薄れたことも考えられる。さらに、近年の場合は、雇用環境の悪化から、高度経済成長期のような男性の安定雇用、安定収入が見込めなくなったことも大きく影響していると思われる。私たちの多くは、未だに典型家族を一般的な家族モデルとみなしている。そうした中で、典型家族を実現するには、男性の安定雇用が必須であり、男性はそうした立場にない男性はなかなか結婚できず、また、女性はそうした状況にある男性がなかなか見つからずに結婚できない状態に陥っていると考えられる。そして、結婚の先延ばしは、生涯独身である可能性を高めている。国立社会保障・人口問題研究所の一般人口統計によれば、1965年には、生涯未婚率（50歳時点で未婚である確率）は男性1.50%、女性2.53%であったが、2000年には男性12.57%、女性5.82%となっている。

さらに、たとえ結婚したとしても、夫がサラリーマンで、妻が専業主婦という家族は、1980年を境に減少の一途をたどっている。専業主婦の減少傾向は既に図表1でみたとおりだが、平成17年度の労働力調査（総務庁）によれば、35歳から64歳の妻が就業している世帯はおよそ57%であり、専業主婦家庭が典型とは言いがたい状況になっていることを示している。

さらに、2005年に国立社会保障・人口問題研究所が実施した『第13回出生動向基本調査』によれば、少子化といわれる中で、久しく2.20以上を維持してきた完結出生児数（結婚持続期間15～19年の初婚の妻を対象とした出生児数の平均）が初めて2.09となり、夫婦の子ども数の減少傾向がみとれる。子ども数の内訳をみると、0人の割合がそれまでの3%台から5.6%に、1人が9%前後から11.7%に上昇している一方で、3人と4人の割合が減少している。これまでは、結婚さえすれば、子どもは2人から3人もつといわれていたが、このように夫婦の子ども数も減少傾向にあり、子どものいない夫婦、子どもが1人の家族も増加しつつある。

このようにみえてくると、「夫はサラリーマン、妻は専業主婦、子どもは二人の核家族」という典型家族はもはや典型ではなくなりつつあるといえよう。

そしてまた、これまで低位安定を保ってきた離婚率も、1970年代後半から上昇し始めている。厚生労働省の『人口動態統計』によれば、2002年の普通離婚率は過去最高の2.31であり、離婚数も過去最高の289,836件が記録されている。2005年は、普通離婚率が2.08、離婚件数は261,929件と減少しているが、これは2007年に導入される離婚時の年金分割制度をにらんでの一時的な傾向ではないかと思われており、2007年以降はまた増加するだろうといわれている。離婚に対する人々の意識も1970年代までは、圧倒的に離婚はすべきでないという意見が多かったものの、2002年の段階では過半数の女性が相手に満足できないときは離婚してもよいと答えている（内閣府『男女共同参画社会に関する国際比較調査』）。そしてまた、離婚の増加に伴って、再婚も増加している。1960年代には婚姻総数の10%程度であった再婚が2003年には24%になっており、さらに、未婚子をもつ夫婦の離婚が全離婚件数の60%を占める現状を考えると、ステップファミリー（夫か妻のどちらか一方に前の結婚でもうけた子どもがいる再婚家族）の増加も予想される（野沢他、2006）。バツ1、バツ2などといった離婚回数にかか

わる言葉の流行は、まさに離婚に対する容認度の高まりと再婚の可能性を示すものであり、これまでのように結婚は生涯一度きりという結婚の永続性は前提ではなくなり、さらに、従来はあまり認識されることなかったステップファミリーという新しい家族のかたちも増加しているといえよう。

さらに、婚姻に際しての届出制の前提も（いわゆる婚姻届を出すという）、1980年代後半からおこってきた選択的夫婦別姓への動きの中で問われはじめている。女性も結婚後も就業し続ける機会が増える中で、結婚によって姓を変更しなければならないことが仕事上不都合である、もともと慣れ親しんできた個の一部である姓を変えたくない、戸籍制度に反対といった理由から別姓を求める動きがあるが、現行の民法では夫婦同姓が原則であるため、婚姻届を出す別姓を通すことができない。そのため、婚姻届を出さずに事実婚という形で別姓を実現しようという人々が、数としては多くはないが、少しずつみられるようになってきている（善積、1997）。日本では長らく1%未満であった婚外子率も2002年には1.9%と僅かながら増加傾向をみせている。

### 3. 非典型家族の現実と先進諸外国の対応

#### 3-1. 非典型家族の現実

このように、家族は多様化の傾向をみせているが、まだ、典型家族を所与とするような社会的しくみの現状では、典型家族以外のかたちをとる家族は、様々な問題、課題を抱えている。

そもそも、私たちは一生の間に一度は結婚し、典型家族を形成するのがあたりまえとされてきた。したがって、結婚をせずに一生独身で過ごす場合、また子どもをもたずに夫婦二人で人生を送る場合、社会的な偏見は少なくなったものの、特に老後は家族による介護が期待される中で、さまざまな困難を抱えることになるだろう。

また、共働き家族（特に夫婦ともにフルタイムの場合）では、配偶者控除など税制上の恩恵を受けられ

図表 2 共働き夫妻・夫が有業で妻が無業夫妻・有業未婚男女の 1 日あたりの生活時間 (2001 年)

(単位：時間・分)

行動の種類	共働き (夫と妻が雇用されている人)				夫が有業で妻が無業				有業未婚			
	平日		日曜日		平日		日曜日		平日		日曜日	
	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	女性	男性	女性	男性
15歳以上人口(千人)	8,246	8,259	8,476	8,505	9,331	9,319	9,465	9,466	8,013	10,196	8,145	10,365
生理的時間	10.48	10.49	12.17	12.43	11.33	11.00	12.28	12.55	11.26	10.52	13.10	12.33
収入労働時間	6.14	9.44	1.29	2.19	0.05	9.25	0.03	2.18	8.12	9.08	2.47	2.59
家事労働時間	3.54	0.16	4.45	1.08	7.19	0.18	5.48	1.15	0.44	0.13	1.28	0.39
余暇時間	3.04	3.15	5.27	7.49	5.04	3.17	5.41	7.31	3.37	3.46	6.35	7.49

出所) 独立行政法人国立女性教育会館『男女共同参画統計データブック—日本の女性と男性—2006』ぎょうせい、2006,p70,表5-2より

ないばかりでなく、図表2にみるように、家事育児といった従来は専業主婦に期待されてきた役割が、たとえ就労していても妻の役割となっている現状がある。これは、日本の職場における長時間労働の慣行が是正されず、特に男性労働者にそうした働き方を求める傾向があるため、共働きであっても、男性が家庭にかかわる時間をもちにくいという現状、そしてたとえ仕事をもつていても、家事育児は女性の仕事という意識が強いことから生じているといえよう。2005年から次世代育成支援対策推進法が施行され、職場での長時間労働の慣行を是正しようとする動き、男性の育児休業取得率を上げようとする動きはあるが、まだ実態は大きく変わっておらず、世界的な動きであるワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）からは程遠いのが現状である。そうした意味で、夫婦ともフルタイムの共働き家庭では、男性が家庭生活にかかわりにくい、そして女性は家事育児のために十分な仕事時間を確保できないという問題があるだろう。

また、離婚、再婚に伴うステップファミリーに関しては、外見からは区別されにくいため、あまり意識されてこなかった。しかし、実際は家庭内での新たな親子関係の構築などの問題を抱えることが多い。これまで、離婚による母子家庭に対する生活保護、援助

などの社会保障制度はあったものの、こうしたステップファミリーへのサポート、支援体制は十分ではない。また、従来は離婚後親権をもたない親と子の関係性は断絶されてしまうことが多かったが、離婚あるいは再婚後の同居していない親と子どもとの関係性をどのように維持してゆくかも課題として浮かび上がってきている。

さらに、事実婚およびそれに伴う婚外子に関しては、選択的夫婦別姓法案の浮上から、社会的な認識は高まっているが、法案実現の可能性は低い。そもそも、現行の戸籍制度に反対という場合は別だが、別姓法案が通れば婚姻届を出そうと思っている夫婦も少なくないが、いずれにしてもこうした形態をとっている家族は、配偶者特別控除などの税制上の恩恵が受けられない。婚外子に関しては、妻の姓しか選択できない、出生届の際の嫡出、非嫡出のチェックや遺産相続上の差別など様々な社会制度上の差別がある。そればかりではなく、特に婚外子に関しては「かわいそう」という社会的認識が存在する。近年、日本特有の「できちゃった婚」なるものが増加しているのも、子どもは法的に手続きをとった（届出をした）夫婦から生まれるものという嫡出子の前提が意識として強いといえよう。2004年には全出生数に占める婚姻期間10ヶ月未満で出産したケース（いわゆる

できちゃった婚)の割合が約27%になっているが(厚生労働省『平成17年度人口動態統計特殊報告』)、嫡出子の前提が、日本における婚外子率の上昇を抑え、できちゃった婚の増加となって現れているといえるだろう。

### 3-2. 先進諸外国の対応

以上のような状況は日本ばかりではなく、先進諸外国に共通してみられる現象であるが、ことに、スウェーデンに代表される北欧諸国、そしてフランスなどでは、家族の多様化に対応するかたちで法改正による社会保障整備などをすすめてきており、また、アメリカでは市民団体組織によるステップファミリーも支援体制を整えてきている。

スウェーデンは、全出生の約6割が婚外子と、世界的にみても婚外子率がもっとも高い国であるが、1988年のサムボ(同棲)法の施行により、同棲カップルとその子どもに対して、婚姻法の適用というかたちで、法的な婚姻届を出したカップルと同等の社会的保護を保障している。婚姻法は、同じく1988年に施行されたもので、夫婦の双方が家事育児、経済活動を分担しあうことを規定し、また、課税単位を世帯ではなく、個人単位とすることで、夫婦共働きを推奨した。そして、父親だけが取得できる育児休業期間を作るなど、男性の育児参加も促進する社会的しくみを作ってきた。さらに、1982年には夫婦の同姓・別姓選択の自由が認められており、2003年には新サムボ法により、同性のカップルにも婚姻法の適用を広げるに至っている。こうした背景に基づき、共働き、同棲、さらには男性女性同士のカップルも社会的保護の適用を受けることになり、たとえ婚外子でも制度上はもちろん、社会的偏見差別を受けにくい状況となった。

フランスでは、そもそも家族政策の視野に婚外子が含まれており、婚姻届を出した場合と同等の保障が得られることから、婚外子出生率は全出生の40%以上を占める。さらに、2000年にパックス(連帯市民協約)が施行された。パックスは法的な結婚よ

り社会的保障の程度は劣るが、パックスの登録をすることにより、届出をしない同棲よりは社会的保護を得られ、また同性では法的な結婚ができないが、パックスは同性でも登録ができるようになっている。さらに、夫婦の姓は、もともと別姓が原則となっており、妻は夫の姓を使用することもできるし、結合姓を使用することもできるということになっている。

また、アメリカは離婚大国であると同時に再婚も多い。離婚率は、日本のほぼ倍程度である。そのため、非常に早い段階からステップファミリーの支援組織が結成されている。全米ステップファミリー協会(SAS)は1977年に創設され、既にステップファミリーを形成している人々が、これからステップファミリーを形成しようとするカップルに助言をする、実際に問題に直面した人たちに専門家からアドバイスをするといった形で、ステップファミリーの支援、問題解決の手助けをしている(野沢他、2006)。

多くの先進諸外国でも、1950年代、60年代は、日本で考えられてきたような典型家族を家族の標準モデルとみなしてきた。しかし、1970年代以降の多様な家族の出現に対して、逸脱、典型家族に回帰させなければならないものとは位置づけずに、多様化の傾向を受け入れ、それらの非典型家族を保障する方向に動いてきたのである。

## 4. 家族の多様化と非典型家族の今後

近年、様々な格差論が展開される中で、家族の格差も指摘されているが、そこで問われているのは、未婚か既婚か、共働きか専業主婦家庭か、夫あるいは夫婦の職業(就業形態)は何かといったことを基準とした経済格差の問題である。しかし、これまで検討してきたように、典型家族と非典型家族という観点から家族の現状を検討すると、経済格差以外の格差が浮かび上がってくる。典型家族をとらないゆえに抱える問題、課題は多い。そしてその問題、課題は、家族の社会的な位置づけの格差から生じているといえるのではないだろうか。典型家族が標準的な家族と

位置づけられているために、非典型家族は社会的に認識されにくく、家族のかたちとして位置づけられにくい。それゆえに、多くの問題を抱えてしまっているように思われる。家族の多様化が避けられないことを現実と認識し、社会制度上はもちろん、私たち個人の認識も家族の多様化、非典型家族のかたちを受け入れる姿勢を整えることで、非典型家族の抱える問題は多少なりとも改善される方向に動いて行くのではないだろうか。■

#### 《参考文献》

- 井上輝子・江原由美子編『女性のデータブック(第4版)』有斐閣、2005  
落合恵美子『21世紀家族へー家族の戦後体制の見かた・超えかた(第3版)』ゆうひかく選書、2004  
高橋菊江・折井美耶子・二宮周平著『夫婦別姓への招待』有斐閣選書、1993  
独立行政法人国立女性教育会館『男女共同参画統計データブックー日本の女性と男性2006』ぎょうせい、2006  
内閣府経済社会総合研究所・(財)家計経済研究所『スウェーデンの家族生活ー子育てと仕事の両立ー』国立印刷局、2005  
野沢慎司・茨木尚子・早野俊明・SAJ編著『Q&Aステップファミリーの基礎知識』明石書店、2006  
山田昌弘『迷走する家族ー戦後家族モデルの形成と解体』有斐閣、2005  
山田昌弘『新平等社会ー「希望格差」を超えて』文芸春秋、2006  
善積京子『〈近代家族〉を超える』青木書店、1997  
ロランス・ド・ベルサン著(斉藤笑美子訳)『ボックスー新しいパートナーシップの形』緑風出版、2004

# ステップファミリーとはどのような家族なのか

アメリカとの比較を軸として

野沢 慎司

明治学院大学社会学部教授

## 1. 名前のない家族から名前を獲得した家族へ

「ステップファミリー」という言葉をご存じだろうか。この語は、英語の“stepfamily”という日常語に由来するカタカナ言葉であり、日常用語として日本語に十分とけ込んだとはまだ言えないかもしれない。しかし、今世紀初頭の2001年に「ステップファミリー・アソシエーション・オブ・ジャパン」（略称SAJ）という支援組織が設立されて以来、テレビや新聞・雑誌などのマスメディアで繰り返しこの言葉や団体の活動が紹介されるようになり、ステップファミリーへの社会的関心がようやく広がってきた。2005年春にTBS系で「うちはステップファミリー」という題名の連続ドラマが放映されたことは、この点を象徴的に示している。

### のざわ しんじ

1959年生。東京都立大学大学院博士課程単位取得退学。専攻は家族社会学、社会的ネットワーク論。静岡大学人文学部助教授を経て、現在、明治学院大学社会学部教授。

主要著書に『Q&A ステップファミリーの基礎知識』（明石書店2006年／共編著）、『リー ディングス ネットワーク論』（勁草書房2006年／編・監訳）、『家族のストレスとサポート』（放送大学教育振興会2004年／共著）などがある

ステップファミリー研究の先進国アメリカにおける代表的な研究者、L. ギャノンとM. コールマンによれば、ステップファミリーとは、（カップルを成す）「成人のうち少なくとも一人が以前の関係での子どもを持っている家族」と定義づけられる。これは、現在および過去のカップル関係が非法律婚・同棲関係である場合や現在のカップルが同性同士である場合、また以前の（カップル）関係に生まれた子どもとその親とが同居している場合だけでなく別居している場合など、現代の多様な家族状況を幅広く含めようと意図した定義である。ステップファミリーは、元配偶者との離別や死別を経験した成人男女が再婚することによって形成する家族であることが多いため、日本語では便宜上「子連れ再婚家族」と言い換えることもあるが、厳密に言えば初婚同士や未婚・非婚のカップルが形成するステップファミリーも存在する。

ステップファミリーとは、要するに<sup>はいおやこ</sup>継親子関係を含む家族である。同じくギャノンとコールマンの著書によれば、<sup>ひいしん</sup>継親（stepparent）とは「以前の関係における子どもがいるパートナーを持つ成人」のことを指している。カップルのどちらかが継親なのか（継母か継父か、あるいはその両方か）、さらには新たなカップルに子どもがいるかどうかなどの点で、ステップファミリーは多様である。しかし、一方に血縁のある親子関係が存在する状況で、新たなカップル関係と継親子関係の双方を同時に形成するという課題に直面する点でステップファミリーは共通している。しかし、こ



のような状況で家族を形成することがどのような点で難しく、ほかの家族とは異なる関係形成のプロセスをくり抜けるのかについて十分に理解されていないのが現状である。

これまで名前のない少数者の位置にいたステップファミリーの当事者たちは、同じような経験をしている他の家族から孤立しがちであった。自分たちが経験している困難が継親子関係を含む家族一般の問題なのか、自分あるいは自分の家族に固有の悩みなのかの判断もつかなかった。そのため、家族形成にあたって標準的な初婚家族をモデルとするしかなく、家族内のメンバーが悩みを抱えたまま事態が深刻化する例が多かったと思われる。このような困難を経験するステップファミリーはこれまでも存在していたはずだが、家族研究者の関心を惹くことも、社会的な支援の対象とみなされることもほとんどなかった。かつて、ひとり親家族を指して「欠損家族」という語が使われたことは両親と子どもによって構成される標準的な核家族世帯のみを「ふつう」の家族と見なす考え方がいかに根強いかを示しているが、おそらくまさにその規範が逆に再婚によって再構成された家族への社会的関心の欠如をもたらしたのではないだろうか。「欠損」状態だった親のひとりを継親が代替した家族は、標準的な構成を回復した当事者からもそれ以外の人々からも「ふつう」の家族とみなされることによって考察の対象から外されてきたふしがある。

しかし、このような状況は変化しつつある。1970年代以降、とりわけ1990年代に離婚率が上昇し、またそれと並行して再婚率も上昇していることから推測すると、おそらくステップファミリーを直接・間接に経験する人の数は近年増加していると見られる。21世紀に入るとインターネットの普及が当事者同士の交流を促し、SAJのような当事者を中心とした支援組織が設立されるに至った。これまで孤立していた個々のステップファミリー経験者が相互に交流し、経験を共有し、支援し合う機会が広がり始めたのである。ステップファミリーという概念の登場は、これまで社会に潜在していた継親子関係を含む家族経

験に社会的なスポットライトを当てる役割を果たすことになった。

## 2. ステップファミリーの困難と喜び ——日米の共通点

1970年代以降、とりわけ過去20年間において研究の蓄積が進んだアメリカでは、ステップファミリーの様々な側面について研究が進められてきた。一方、日本のステップファミリーについても、筆者らによる調査研究によって少しずつその実態が明らかになりつつある（『Q&Aステップファミリーの基礎知識』〔明石書店〕を参照）。アメリカの研究者や臨床家が指摘してきたステップファミリーに関する家族形成上の課題や問題を検討してみると、日本とアメリカ（および他の西洋社会）間の共通点が大いことに気づく（例えば、全米的なサポート組織SAAの創設者で臨床家のヴィッシャー夫妻の著書『ステップファミリー』を参照）。筆者は、2006年4月から1年間アメリカにて在外研究の機会を得たが、現地でのステップファミリー研究者たちと直接交流においてもこの点を再確認することになった。まずは日米共通のポイントをいくつか例示してみよう。

ステップファミリーとしての生活を始めると間もなく直面する問題は家族内の「カルチャーショック」と表現されることが多い。とくにカップルの双方が以前の関係での子どもを連れて同居生活を始めた場合、2組の親子がこれまでの家族生活のなかで築き上げた生活スタイルに大きな差異があることに気づき、違和感を覚え始める。とくに子どものしつけや教育の方針——例えば食事中にテレビを見せるか見せないか、テレビを見ながらの歯磨きを許すかどうか、家事をどの程度手伝わせるかどうかなど——の違いが表面化する。

一見些細に見える生活習慣や家族観・子育て観の違いは、それぞれの生活史のなかで形成され定着したものであるだけに、どちらが正しいとは言いきれず、意外に調整が難しい問題である。また、これまで

ひとり親家族として、あるいは独身者として作り上げてきた生活パターンから新たな多人数家族生活への移行には、就業状態、居住地などの変化や家計・居住空間などの再配分を伴うことが多い。初婚家族であれば、夫と妻という個人間の相互適応の問題になるのだが、ステップファミリーでは2組の親子セット間の文化的対立、あるいは親子セット対個人（新しいパートナー／継親）間の対立というかたちになりやすい点に違いがある。それまで子どものいなかった継親が新たな家族関係の中で疎外感を持ったり、2組の親子セット間に溝が生じたりするなど、複雑な関係構造のなかでの相互適応はより困難な面が大きい。このような意味で、ステップファミリー形成の初期段階にトラブルが集中しがちである点は日米に共通している。

なかでも継親子関係の形成がとくに難しいと言われる。アメリカなどのステップファミリー研究が繰り返し指摘している研究知見のひとつは、継母（stepmother）の役割を担う女性がとくに大きなストレスを感じやすいということであるが、日本の調査研究からも同様の傾向が明らかになっている。アメリカも日本も、子どもにとっての母親の重要性や女性にとっての世話や養育の役割を強調するジェンダー役割規範が強い社会であることから、継母たちは継子にとっての「母親」になることを期待され、自らも期待して、それが容易に実現されないことにストレスを募らせることになりやすい。関係の歴史が浅い大人と子どもが互いを瞬時に親や子として受け入れることは不可能なことであるにもかかわらず、大人たちは、法律上の親子になれば、あるいは一緒に暮らし始めれば、継親子間にも即座に愛情が生じるかのような非現実的な期待を抱きがちである。とくに「新しいお母さん」になることがどれほど難しいかが見過ごされやすい。

カップルが結婚を急ぐ傾向も日米に共通する。ステップファミリーとなるカップルが初婚同士のカップルと異なるのは、出会いから結婚にいたるまでのプロセスに子どもという利害関係者が介在する点である。

子どもの存在は、結婚成立の障害になる側面もあるが、ひとたび恋愛関係が始まるとその初期段階から結婚を意識させ、子どもが少しでも年少のうちに「家族」になることを望んで結婚への決断を急ぐ傾向が見られる。結果的に、どのように家族形成していくかという問題に大人も子どもも十分な準備がないまま楽天的な見通しから結婚に踏み切るケースが目立つ。そして、結婚直後から親の役割を担うことを期待し、期待される継親と継子の関係を難しくし、その間で板挟みになる実親もストレスを経験する。実親と継親の間における子どもをめぐる対立によってカップルの信頼関係が損なわれるケースもある。問題が深刻化すれば、家族が分裂の危機に陥る場合もある。

アメリカでの研究や臨床現場からは、継親は実親に取って代わる存在としてではなく、第3の大人として親とは別な立ち位置から継子に関わっていくことが推奨されることが多い。私たちが実施してきた日本の継親・実親に対するインタビュー調査でも、いきなり母親や父親となるのではなく、結婚以前から時間をかけて慎重に交流を重ねて継親子間の絆を築き上げていった例が見られた。また、継親子間の対立が（とくに子どもの思春期に）悪化した継親子が、様々な出来事を経て継親子双方に意識の変化や成長をもたらし、継子の成人後には親密な関係に至ったケースもある。ステップファミリーの醍醐味は、長期的な関わりの中で家族的な関係を築き上げる点にあることはアメリカの臨床例や研究が指摘している。その際、いわゆる「ふつう」の家族という初婚核家族モデルに縛られずに、自分たち独自の関係を築いていこうという意識が重要なポイントになる。こうした点を含めて、家族内関係形成のプロセスに立ち現れる困難や喜びの質という点では、日米間の差異よりも類似性の方が際立っているというのが私の印象である。

### 3. 家族境界の曖昧さをめぐる問題 ——日米の差違

一方、ステップファミリーは世帯外の関係も複雑で

あることが指摘されている。これは、アメリカの研究では「家族境界の曖昧さ」と呼ばれている。離婚した元配偶者の双方が親として子どもと関わる共同親権（共同監護権）を原則とするアメリカでは、頻繁に子どもが父親と母親の世帯を行き来することも珍しくない。離婚を経験した親の再婚によって形成されたステップファミリーにおいては、子どもたちは世帯の境界線を越えて、父親や母親に加えて継父、継母などとの関係を維持することになる。そのような状況では、子どもとその父母、そのパートナーである継親が、それぞれ自分の家族に含まれると意識しているメンバーの範囲、つまり家族境界線の引き方にずれが生じる可能性が大きい。この境界のずれが家族メンバーのそれぞれにストレスをもたらすことが多い。

家族境界の曖昧さについて家族メンバー間で調整することはステップファミリーにとっての重要な課題のひとつである。しかし、法制度的に共同親権が認められていない日本では、これまで親権を持たない親と子の面会交流が比較的少なかったため、少なくとも表面上は大きな課題となっていなかった。従来の日本のステップファミリーは、再構成された（核）家族世帯として、別居の実親を排除したかたちで家族境界を再設定した家族となる傾向が強かったからである。しかし、離婚・再婚後の親子関係のあり方（子どもの養育費の支払いなど経済的な義務関係を含む）をどうすべきかという問題は、子どもや親の権利という側面から社会的な争点となってきた。面会交流が一般化するにつれて、それをどう進めるべきかという問題とともに、家族境界の曖昧さにどう対処するかという問題が、日本のステップファミリーにとってもより大きな意味をもつことになるだろう。

一方、私たちのインタビュー調査からは、家族境界の曖昧さに関して日本独自の問題も浮かび上がった。子どもの祖父母など親族との関わりである。日本では、離婚後のひとり親家族は、元配偶者間でいかにして共同子育てを行うかを模索するよりも、むしろ親権をもつ親とその親（子どもの祖父母）による共同子育てが広く行われてきた。再婚前に、子どもの

祖父母と同居して子育てと仕事の両立を図ってきたというケースは私たちのインタビュー対象者にも少なからず見うけられた。再婚後にも子どもの祖父母と同居あるいは近居するステップファミリーの場合、継親（とくに継母）と祖父母との間に親役割をめぐる競争が生じるなど、日本に特徴的な家族境界の曖昧さが生じやすい。アメリカに一般的な元配偶者世帯間における家族境界の問題を世代内の「水平的」曖昧さと呼ぶならば、日本の場合には世代間の「垂直的」曖昧さが問題化しやすい点に違いがあると言えるだろう。

しかし、この違いは明瞭な文化的差異と言うよりも、程度差に近いのかもしれない。近年アメリカでは、子ども夫婦の離婚にともなって孫との交流が困難になった祖父母たちが面会交流の権利を主張する運動も起こるなど、垂直的な家族境界の問題が活性化している。また、すでに触れたように日本の水平的な家族境界問題も、おもに非親権者である父親の面会交流の活発化にともなって顕在する可能性がある。家族境界をめぐる日米の差違もむしろ縮小傾向にあるようだ。

## 4. 望まれる社会的対応

### ——制度のなかの「家族」の再検討

1980年代からステップファミリーの支援組織が活動を続け、ステップファミリーの様々な側面が研究され、当事者向けに数多くの書籍や学習プログラムが出版・開発されてきたアメリカ社会においてさえ、ステップファミリーは今なお「制度的に不完全な家族」であり、「名前のない家族」であると言われる。少なくとも直接会って話をしたアメリカの主要なステップファミリー研究者たちの中には、アメリカにおける離婚・再婚への偏見は今でも根強く、ステップファミリーは社会的な認知を十分に得ていないという認識が存在していた。宗教の力が大きいアメリカ社会では、「伝統的家族」すなわち異性カップルが築く初婚核家族こそが正統な家族であるという価値観の影響力は必

ずしも衰えてはいない。

しかしながら、離婚・再婚の増加によって顕在化したステップファミリーの現実に対して、研究、臨床、制度の面で現実的な対応を進めてきたアメリカ社会はある種の柔軟さを備えている。それに比較すると、標準的な家族モデルの制度的拘束力が生み出すストレスを乗り越える困難はむしろ日本社会の方が大きいように見える。まずは日本のステップファミリーにおけるストレス生成のメカニズムやそれに対処する方策を探究する研究が急務である。とくに親の離婚・再婚を経験する子どもたちの研究は大きく立ち遅れている。

そうした研究を進めると同時に、多様な家族状況で育つ子どもたちにとって、また子育てに関わる親や親に準ずる大人たちにとって、どのような制度的な社会環境を整えることが必要なのかを検討すべき時期にさしかかっている。「制度」という言葉で私が意味しているのは、標準的な世帯集団としての（再構成された）家族を前提とした法制度だけではなく、教育、保育、福祉、医療、保健など子育てに関わる様々な専門機関の提供するサービスやサポートの全体である。それらが想定している「家族」のバリエーションのなかにステップファミリーが十分に組み込まれることが

望まれる。（継）親子関係、カップル関係、元カップル関係、（継）きょうだい関係、（継）祖父母孫関係などが複雑に形成・維持されるステップファミリーを築くための知恵と経験が社会に共有され、そうした家族経験への想像力が養われることは、当事者や当事者予備軍が必要なサポートを得られることを意味しているだけではない。おそらく、いわゆる「ふつう」の初婚家族の親子や夫婦が直面する問題に対しても、いろいろな意味で有益な示唆がもたらされることになるだろう。■

#### 【参考文献】

- Ganong, L. H. & Coleman, M., 2004, *Stepfamily Relationships: Development, Dynamics, and Interventions*, Kluwer Academic/Plenum Publishers.
- 野沢慎司・茨木尚子・早野俊明・SAJ (編) 2006『Q & A ステップファミリーの基礎知識——子連れ再婚家族と支援者のために』明石書店。
- Visher, Emily B., & John S. Visher, 1991, *How to Win as a Stepfamily*, Second Edition, Brunner/Mazel. (=2001, 春名ひろこ監修・高橋朋子訳『ステップファミリー——幸せな再婚家族になるために』WAVE 出版.)

# 子育て期の共働き家族の現実

井田 瑞江

関東学院大学文学部准教授

## 1. 非典型家族としての共働き家族

「共働き」を広辞苑（第五版）で引いてみると、「共稼ぎ」という語感を嫌ってできた語、とある。そして、「共稼ぎ」とは、夫婦がともに働いて一家の生計を立ててゆくこと、と説明されている。夫婦がともに働いて一家の生計を立てるということは、第1次産業が盛んだった時代には当たり前だったことである。農業や漁業や自営業の家庭では、平成の時代になった今でも、夫婦がともに働いて稼ぐということが行われている。

では、「共稼ぎ」はいつから非典型になったのだろうか。それは、高度経済成長期に夫-サラリーマン、妻-専業主婦、子ども二人という核家族が増加し、このような家族を政府が標準家族と位置づけてからである。そしてこれ以降、夫の稼ぎだけで家族を養うこ

とが標準（＝典型）となり、夫妻でともに稼がねばならないのは、標準ではないことを意味することになった。だから、「共稼ぎ」という語感が嫌われることになったのだろう。やがて「共働き」には、夫妻が別々の仕事をもち、その仕事場が家庭とは別の場所にあるという形態が多く含まれるようになっていった。このような形態の共働きの場合には、職住分離のために、仕事と家庭生活を両立させることに相当の労力が必要となる。典型家族では、家庭外で働いて生活費を稼ぐのは成人男性である夫、家庭で家族の世話をするのは成人女性である妻、というように役割を分担して家庭を運営している。これに対して、共働き家族というのは、夫も妻も家庭外で働いているがために、非典型なのである。現在では、非典型家族である共働き家族は、数のうえでは夫だけが働いている片働き家族よりも多くなっている。しかし、日本社会のさまざまなしくみ（制度）は、家庭で家族の世話をする人がいることを前提に作られ、運用されているものが多い。したがって、家庭で家族の世話に専念する人がいない共働き家族は、さまざまな問題に直面することになる。

共働きという非典型的形態であるが故に直面する問題は、子育て期や介護期に特に生じやすい。それは、日常的に世話を必要とするメンバーが家族内にいる場合、その世話と仕事を両立させることが容易なことではないからだ。

現代日本社会における深刻な社会問題の一つは

### いだ みずえ

奈良女子大学大学院人間文化研究科博士課程生活環境学専攻。専攻は家族社会学、ジェンダー論。現在、関東学院大学文学部現代社会学科准教授。主要著書に「しあわせな家族をつくる法」（2006年）関東学院大学人文学会社会学部刊『社会研究のレシビ』ハーベスト社、「家族関係論—しあわせな家族」（2005年）岩崎雅美他編『生活文化の愉しみ』昭和堂他多数

少子高齢化の進展であり、特に生産年齢人口の減少をもたらす少子化に対しては、政府もさまざまな対策を講じつつある。少子化を促進している原因には、晩婚化や職業の不安定化などさまざまなものがあるが、女性たちが仕事を優先して子どもを産まなくなったのが原因だと指摘されることも多い。産む性である女性に何とか子どもを産んでもらおうと、政府は仕事と子育ての両立が可能になるような制度を充実させることに重点をおいた少子化対策が進めてきた。にもかかわらず、女性たちの本音をあつかった書物や記事などを読んでみると、多くの女性たちが「仕事と子育ての両立は無理」だと認識していることがわかる。だから、仕事と子育ての両立という壁にぶつかった時、女性たちはどちらかを選択することになり、仕事を辞める女性と出産をあきらめる女性とに分かれていく。このことが示唆するように、共働きにとって最大の問題は子育てと仕事の両立なのである。

そこで、本稿では夫妻がともに雇用者であるタイプの共働き家族のうち、特に子育て期というライフステージにある共働き家族に焦点をあて、子育て期共働き家族の現実と直面している問題点について、共働き家族内に生じる格差と、共働き家族間に生じる格差という2つの側面から考えてみたい。

## 2. 共働き家族内に生じる格差

共働き家族は、家族の世話に専念する人がいないために、子育て期には仕事と家庭生活をいかに両立させるかという問題を抱えることになる。しかし、仕事と家庭生活の両立に関する問題の質は、夫と妻とでは異なり、このことが仕事と家庭生活のバランスに関する格差を夫妻間に生じさせることになる。

共働き家族では、妻も家庭外で働いているので、妻が家事や育児に費やせる時間もエネルギーも専業主婦に比べると当然少ない。時間やエネルギーの不足を補って家事や育児をこなすためには、妻一人の努力だけでは無理であり、夫妻間で役割分担を修正する必要がでてくる。既存の研究において、妻が

専業主婦の家族より、共働き家族では夫の家事や育児への参加が増えることが明らかにされている。とはいっても、夫が分担する家事や育児の量はわずかである。妻が専業主婦の場合でも、有業の場合でも、夫の家事時間は1時間にも満たず、妻が多く時間をを使って家事や育児をしていることは、各種の生活時間調査の結果から明らかである。仕事の時間と家事の時間の合計は、夫妻であまりかわらないが、夫は仕事時間が多く家事時間はほとんどない。妻は夫より仕事時間が少なく、家事時間が長い。ともに家庭外で働いていても、生活時間の配分は夫妻で異なり、生活のバランスが夫は仕事に偏っており、妻は仕事時間を削ることで家事時間を捻出し、仕事と家庭の両立に奮闘している現実が浮かび上がってくる。多くの妻たちがとってきた両立実現のための戦略は、パートタイムという雇用形態を選択し仕事時間を減らして家事や育児時間を確保するという戦略である。しかし、このような戦略をとっても、仕事と家庭生活を完全に両立できるわけではなく、仕事にも家庭生活にも何らかのしわ寄せがくることになる。このような状況は、妻たちに「仕事も家庭も中途半端」という葛藤状況を引き起こし、家庭生活のパートナーである夫の協力不足に対する不満感を生じさせ、夫妻関係に悪影響を及ぼすことも少なくない。

ただし、家庭のことを妻に任せ、妻よりも仕事に多くの時間を費やしている夫たちが、現状に満足しているわけではないという点も見落としてはならない。筆者が『生活に関する意識調査』<sup>(注)</sup>のデータを分析したところ、仕事に多くの時間を費やし、家庭で過ごす時間が少ないという仕事と家庭生活のバランスの現状を「不満だ」と感じている常勤男性が多いことがわかった。さらに、仕事や家庭生活に配分される時間の量と生きがいに着目し、生活バランスとワーク・ファミリー・バランス満足度との関連を分析してみた。クラスター分析の結果、ライフバランスは5パターンに分類され、「生きがいは家庭で時間も家庭に使っている」人の方が、「生きがいは家庭だが、時間は仕事にとられている」人よりもバランス満足度が

高かった。ともに家庭が生きがいであるという人たちであっても、家庭に時間を配分できているか否かによってバランス満足度は異なり、生きがいと時間配分が一致している場合にはバランス満足度が高くなるのだ。『生活に関する意識調査』の分析対象となっている男性がすべて共働きではないのだが、仕事に多くの時間をとられて家庭で過ごす時間を思うように確保できていないことは、男性たちにとっても満足いくものではないのである。

### 3. 共働き家族間に生じる格差

格差は共働き家族間にも生じる。同じ共働き家族であっても、子育て支援として利用可能な資源の差異によって、仕事と家庭生活の両立のしやすさに格差が生じることになる。子育て支援の資源にはさまざまなものがあるが、公的サービスや民間のサービス、そして親族のサポートが代表的なものである。公的あるいは民間育児支援サービスが不十分であった時代には、共働き家族は子どもの世話を自分たちの親に頼るという戦略を主にとってきた。既婚女性の就業が増加し、少子化対策のためという後押しもあって保育サービスが増加してきている現在でも、親から育児へのサポートを日常的に受けながら共働きをしている家庭は多い。それは、「家族の世話は家族メンバーがするのが当たり前、適している」という考え方が、日本社会に根強く残っているからでもある。

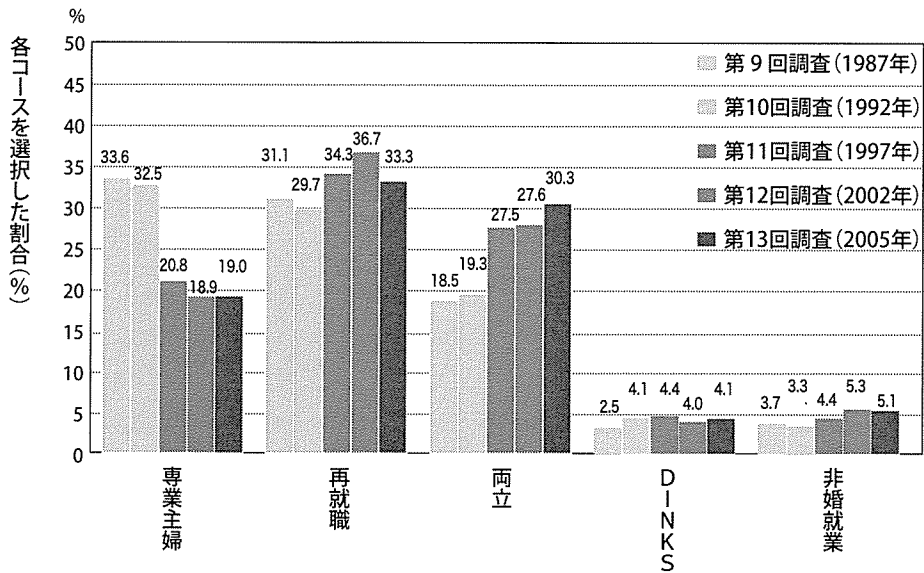
同様の傾向は、まだ親になっていない若者たちにもみられる。大学の講義で、学生たちに将来の家庭生活について書かせてみると、子育てに対する親のサポートを期待する意見が多数でくる。学生たちにとって、子育てとは親である自分たちだけでは無理なもので、何れからのサポートを受けるのは当たり前。そして孫は祖父母にとってかわいいもので、子育て経験もある自分たちの親に子育てのサポートを期待するのは当たり前のことだと考えている。団塊の世代の定年退職が迫っている今日、政府も退職して時間

的余裕ができる団塊の世代たちが孫育てに参加し、それが少子化の解決に結びつくことを期待している。しかし、すべての祖父母たちが、経済的、体力的に孫育てをする余裕があるわけではない。また、孫と近居していなければ、日常的に孫育てに参加することはできない。つまり、すべての共働き家族が親から子育ての支援を受けられるわけではなく、親から支援をえられる共働き家族と、支援をえられない共働き家族との間には、当然のことながら、家庭と仕事の両立のしやすさについて格差が生じることになる。

親からの子育て支援を得られない場合はどうすればいいのか。あらゆる育児支援サービスを駆使しつつ、何とか仕事と家庭生活を両立させていくという戦略をとることになるだろう。育児期に妻が家庭に入り、子育てに専念することでのりきりという戦略もある。

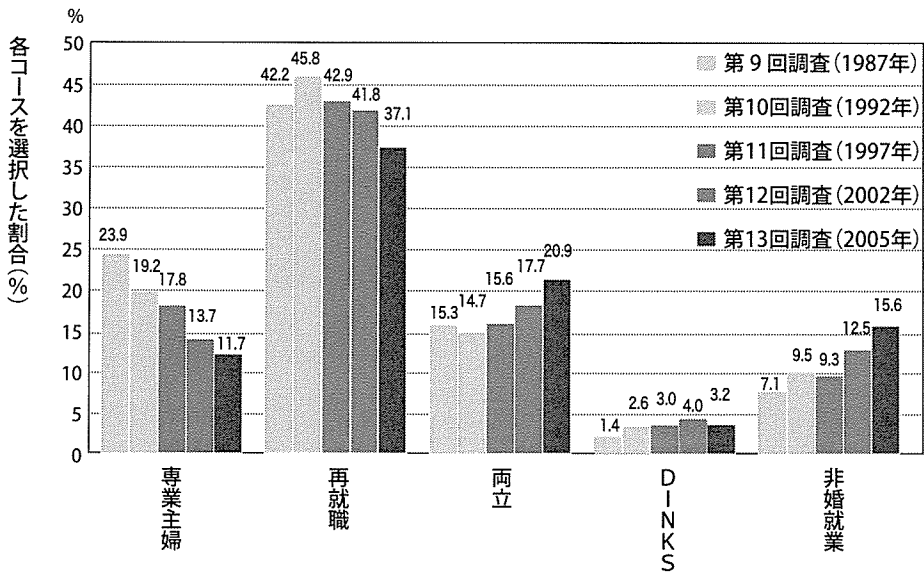
妻が就業を中断することによってのりきりという戦略は、未婚女性からも、男性からも支持されている戦略である。国立社会保障・人口問題研究所が行っている「出生動向基本調査」では、既婚女性がたどる典型的ライフコースを設定している。結婚し子どもを持ち、結婚あるいは出産の機会に退職し、その後は仕事を持たない「専業主婦コース」。結婚し子どもを持つが、結婚あるいは出産の機会にいったん退職し、子育て後に再び仕事を持つ「再就職コース」。結婚し子どもを持つが、仕事も一生続ける「両立コース」。結婚するが子どもは持たず、仕事を一生続ける「DINKSコース」の4つである。「出生動向基本調査」の独身者を対象とした調査では、これら4つのライフコースに「非婚就業コース」を加えた5コースについて、理想とするライフコース（図1）と実際になりそうなライフコース（図2）について聞いている。2005年6月に実施された第13回調査の結果によると、未婚女性が理想とするライフコースは「再就職コース」がもっとも多く、わずかな差で2番人気なのが「両立コース」である。「DINKSコース」はほとんど支持されておらず、高度経済成長期に標準型となった「専業主婦コース」を支持する人は2割程度であ

図1 調査別にみた女性の理想のライフコース



出所) 国立社会保障・人口問題研究所『第13回出生動向基本調査 独身者調査の結果概要』2006年11頁より。

図2 調査別にみた女性の予定のライフコース



出所) 国立社会保障・人口問題研究所『第13回出生動向基本調査 独身者調査の結果概要』2006年11頁より。

る。経年変化に注目してみると、1992年の第10回調査以降「専業主婦コース」の人気は低下し、それと反比例するかのように「両立コース」の人気が高

まっている。しかし、実際になりそうだと考える、予定のライフコースの結果をみてみると、「両立コース」を予定のライフコースとして選ぶ人は理想のライフコー



スとして選んでいる人よりも減っている。つまり、理想としては家庭と仕事の両立をのぞんでいるが、実現可能かと考えると無理そうだから、「再就職コース」（あるいは、「非婚就業コース）」という人が多くなるのである。

女性たちが「再就職コース」を選ぶ主な理由は、「自分で子育てをしたい」という積極的な理由と、「仕事と子育てを両立する環境が整っていない」という消極的な理由とに二分される。「三歳までは母親が子育てに専念」という三歳児神話が支持されている日本社会では、夫の稼ぎで生活することができる場合、妻が就業を中断し子育てに専念するというライフコースが積極的理由から好んで選ばれる。就業継続を希望している場合でも、消極的理由から「再就職コース」を選ぶ人が多い。それは、職場にモデルとなる人がいないからである。仕事を継続している人は、独身者、既婚だが子どもはいない人、子育てに親の援助を受けている人。つまり、家族の世話のために仕事を調整する必要がない人が主流なのである。夫妻で仕事や生活をやりくりしながら子育てをし、仕事と家庭を両立させているというモデルが少ないために、「両立コース」を選ぶ自信がもてず勇気がでないのだ。このようにして「再就職コース」を選んだ人が再就職する場合、以前と同じ条件の仕事につけることは少なく、苦勞しつつ、または親のサポートを受けて「両立コース」を歩んできた人たちとの間に格差が生じることになる。

#### 4. 新たな典型家族としての共働き家族

以上みてきたように、共働き家族内に生じる格差も、共働き家族間に生じる格差も、共働き家族が数のうえでは多くなった現時点でも、日本社会のしくみに照らしてみると非典型家族であるが故に生じてくる格差なのである。

経済財政諮問会議の労働市場改革専門調査会は、2007年4月に「働き方を変える、日本を変える」と題した報告書を発表した。めざすべき10年後の

労働市場の姿として「生涯を通じて多様な働き方が選択可能になる」「税制・社会保障制度が働き方に中立的になっていること」などをあげ、年齢や性別にかかわらず、働きたい人が働けるような弾力的な労働市場をめざし、特にワーク・ライフ・バランスを実現するための取り組みの基本的なあり方を明示している。そして、このような目標を実現するための数値目標を設定しており、その一つに10年後に既婚女性の就業率を71%に引き上げるという目標がある。子育て期の女性たちの潜在的就業率は、再就職コースを意味する「M字型」ではなく両立コースを意味する「台形」となることはよく知られていることである。乳幼児がいるといった、個人のライフステージにあわせて働き方を変更できるような柔軟性をもった制度を整えば、今よりも多くの女性たちが理想としている両立コースを歩むことができるようになり、数値目標達成も可能となるだろう。そして、柔軟な働き方は、男性にも適用し浸透させて行く必要があることはいまでもない。これまで政府が進めてきた少子化対策では、既婚女性が子どもを持っても仕事が続けられるように、という観点から各種制度改革が進められてきた。2004年に策定された「少子化社会対策大綱」で、ようやく働き方の見直しが重点課題として取り上げられ、男性が仕事を減らし家庭生活に参加できるようにすることにも目が向けられるようになってきたところである。

政府がワークライフバランスの実現を目標に掲げるのは、生産年齢人口の減少を補うために、既婚女性の就業を増加させたいからである。だから、就業増加によって、少子化が進んだのでは意味がなくなる。そうならないためには、仕事と家庭生活両立の戦略が、現在のように女性が就業を中断することで調整をはかり、家族の世話は家族です、という限られた戦略だけではだめなのである。ライフステージなど家庭状況にあわせて柔軟に働き方を選べるような多様な選択肢を提供できる制度を作り、それが有効に生かされる職場環境をつくっていくことが必要となる。そして、そのような取り組みが、「女性のため」

ではなく、男性も含めた「日本人の生き方」の改善のために必要なことだという立場から取り組まれるようになることが必要である。そうした土壌ができたときに、やっとなら共働きは非典型ではなくなるのだろう。■

【注】

- \* 『生活に関する意識調査』は、(社)国際経済労働研究所および(株)応用社会心理学研究所、ライフパタン研究会との共同プロジェクトであり、2005年6月～2006年5月に実施された。詳細は拙稿(2006)を参照されたい。なお、筆者は(社)国際経済労働研究所の非常勤研究員としてこのプロジェクトに参加、調査項目の設計およびデータ

の分析に携わっている。『生活に関する意識調査』データの使用に関しては、(社)国際経済労働研究所および(株)応用社会心理学研究所の了解を得た。

【参考文献】

- 井田瑞江(2006)「サラリーマン男性のワーク・ライフ・バランスの現状」『関東学院大学文学部紀要』第108号 pp.1-20
- 国立社会保障・人口問題研究所『第13回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査 独身者調査の結果概要』
- 内閣府(2006)『男女共同参画白書 平成18年版』
- 労働市場改革専門調査会(2007)『第1次報告 働き方を変える、日本を変える』



# 諸外国の同棲婚の動向

永井 暁子

日本女子大学人間社会学部准教授

## 1. 同棲婚の動向

結婚とは社会的には子どもの父を確定する制度であり、家族としては世代を継承するための制度であった。しかし、近代に入り、恋愛を経た結婚が徐々に中心的となり、結婚生活の重要な焦点は二者間の愛情へと移行してきた。それにより、結婚の制度的側面は薄れてくるとともに、法律上の結婚の届け出よりも実質的な結婚生活、つまり同棲生活が先行することが増加してきた。

今日、同棲婚もしくは事実婚は増加傾向にあり、欧米をはじめとした諸外国でそれらは社会的に認知されている。同棲について1990年代初頭のデータと比較すると、ドイツの20-24歳の同棲率は1992年-1995年頃で、旧西ドイツ地域12%、旧東ドイツ

地域16%程度、フランスの20歳-24歳の同棲率は、1994年頃で24%、スウェーデンでは44%ほどとなっている（原 2001）。ただし、フランスでも1990年代初頭と比較して婚姻件数は減少する一方、同棲カップルが増加し、2000年時点で6組のカップルのうち1組は同棲婚カップルである。同棲婚カップルは1990年には150万であったが、2000年には240万へと急増している。ドイツにおいても、フランス同様、同棲婚は増加傾向にある。旧西ドイツ地域で2001年には1996年と比較して25%増加し170万人、旧東ドイツ地域でも24%増加し54万3000人となっている。

これらの国々と比較すると、日本では同棲の割合は極めて低い。日本では20-24歳と25-29歳で1%程度、それ以上の年齢階層ではほとんど0%となっている（原 2001）。そこで、スウェーデン、フランス、ドイツを例にとり、同棲婚の傾向と社会的制度について紹介しながら、日本との違いについて説明していく<sup>1)</sup>。

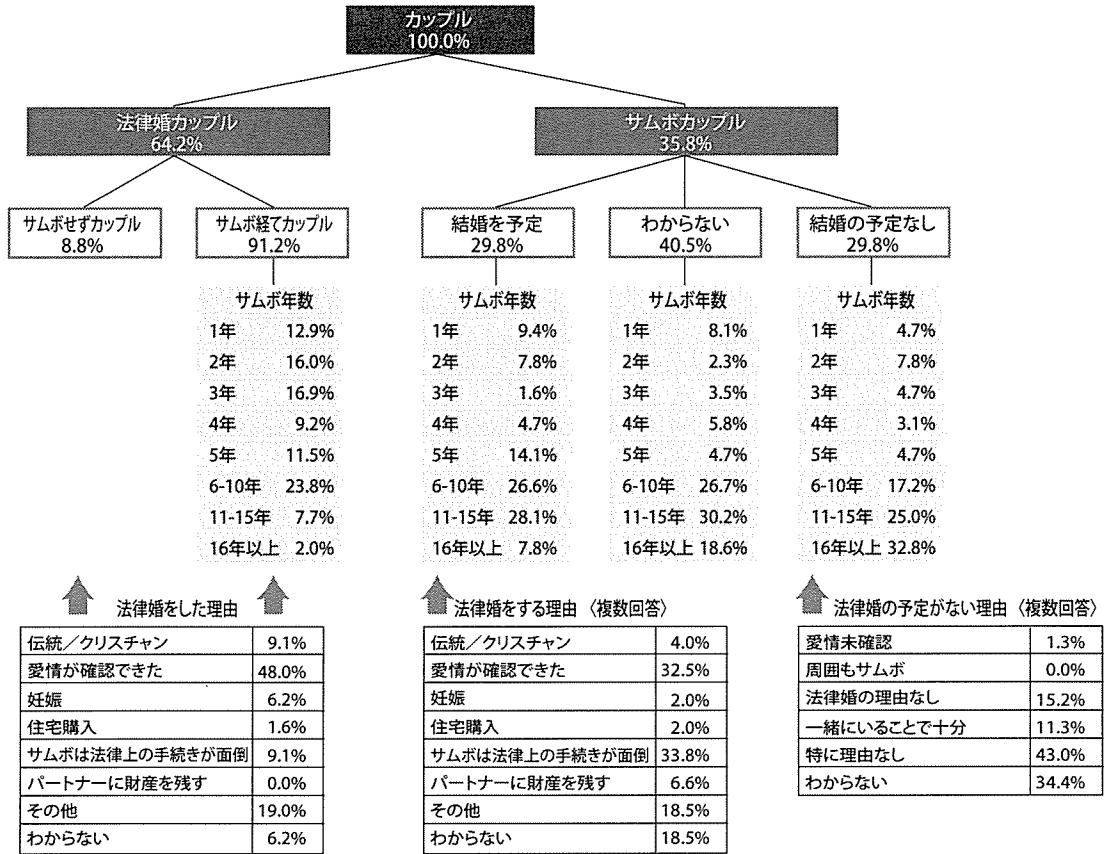
## 2. 同棲婚の2つの意味

同棲婚には2つの異なる意味合いがある。まず1つは、法律婚への移行プロセスとしての同棲婚であり、いま1つは法律婚にとらわれない選択の結果としての同棲婚である。結婚に取って代わるというよりは、その試行・準備期間としての性質が強いと思われる。

### ながい あきこ

東京都立大学大学院社会科学部研究科博士課程単位取得満期退学。専攻は家族社会学。財団法人家計経済研究所次席研究員、東京大学社会科学研究所助教授を経て現在日本女子大学人間社会学部社会福祉学科准教授。主要著書に、永井暁子・松田茂樹編、2007、『対等な夫婦は幸せか』、勁草書房。玄田有史編、2006、『希望学』、中央公論新社。渡辺秀樹・嶋崎尚子・稲葉昭英編、2004、『現代家族の構造と変容：全国家族調査(NFRJ98)による計量分析』、東京大学出版会など。

図1 法律婚カップル、同棲カップル（サムボ）の割合（ストックホルム）



出所) 内閣府経済社会総合研究所・財団法人家計経済研究所編(2005)『スウェーデンの家族生活』財務省印刷局

特に、ドイツでは、子供を持つとする場合や子供が生まれた場合には、ただちに婚姻関係に入る傾向が強い（原 2001）。それでは、スウェーデンではストックホルム、フランスではパリ、ドイツではハンブルグで行なった調査<sup>2</sup>の結果をもとに説明していこう。

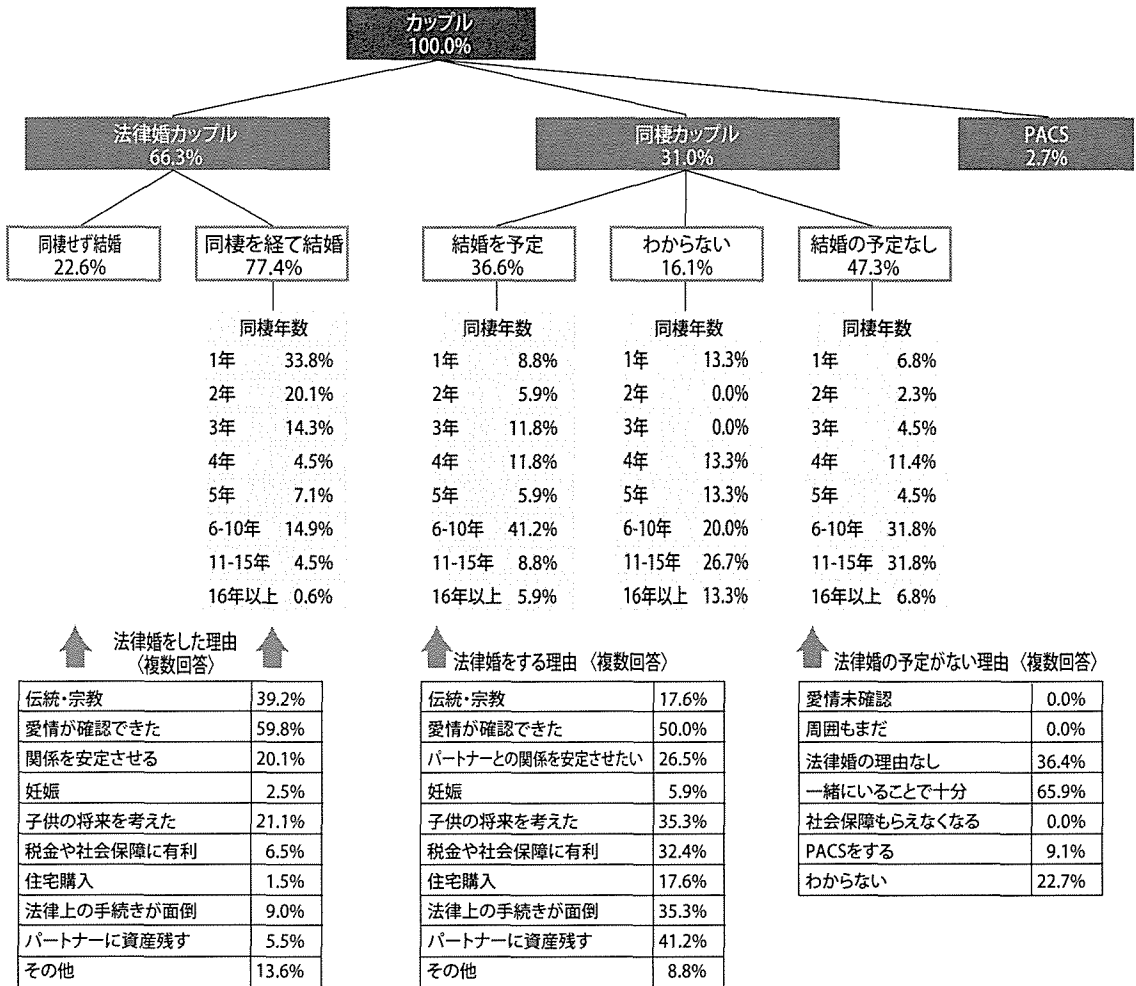
スウェーデンでは、同棲婚カップルはサムボと称されている。日本で言うところの非嫡出子に対する差別がないという点、パートナー同士が互いに法的な権利を認められた関係にあるという点で、他国に先んじた法整備が行われたことでも知られている。

図1を見ると、35～44歳のストックホルムに住むカップルのうち、法律婚をしているのは64.2%、同棲婚は35.8%で法律婚にあるカップルのほうが多

い。その、法律婚カップルのうち、同棲経験なく法律婚へと移行したのは8.8%に過ぎない。つまり、現在パートナーがいる者全体でいえば5.6%が同棲経験なく法律婚へと移行し、94.4%が同棲を経験している。

現在、法律婚の形を取っているカップルは、同棲期間が5年以内の場合が大半であり、6年以上の同棲期間を経て法律婚へと移行したのは33.5%である。現在、同棲婚にあるカップルのうち、法律婚を予定しているのは29.8%、わからないとしているのは40.5%、法律婚の予定がないものは、29.8%である。法律婚に移行せず、同棲婚を継続しようときめているカップルは全体の10.7%であり、同棲婚期間が6年

図2 法律婚カップル、同棲カップルの割合（パリ）



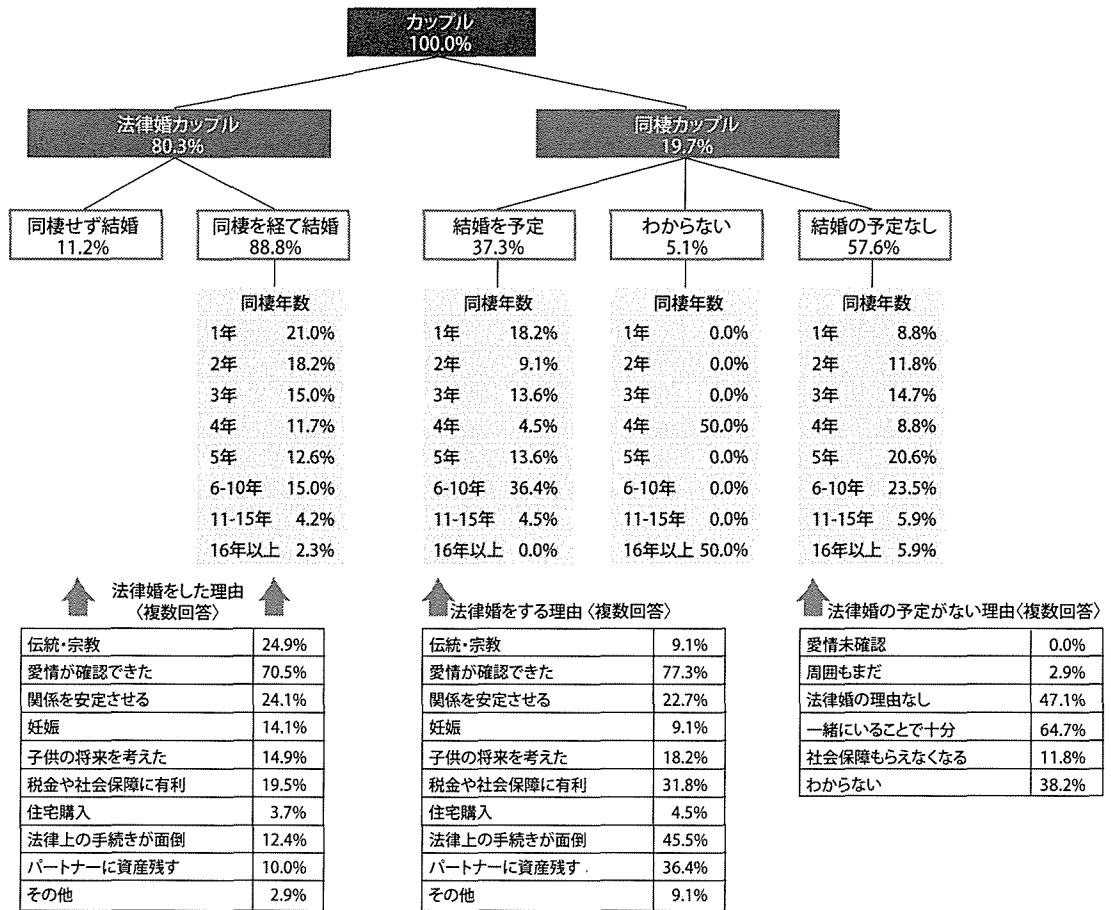
出所) 内閣府経済社会総合研究所・財団法人家計経済研究所編(2006)『フランス・ドイツの家族生活』財務省印刷局

以上、そして16年以上の場合も多い。

現在法律婚にあるカップルや、同棲婚カップルのうち法律婚を予定しているカップルは、法律婚をした／する理由として、「愛情が確認できた」を多くあげている。現在、同棲婚にあるカップルでは、「同棲婚は法律の手続きが面倒である」という理由があげられている。これについては後ほど説明したい。法律婚の予定がないカップルは、法律婚をしない理由は特にないと述べているものが多い。同棲婚が普及していることの表れであると思われる。

次に、フランスの例についてみてみよう(図2)。法律婚をしているカップルの割合はスウェーデンとほぼ同じで66.3%、同棲婚カップルは31.0%、PACS(パックス)<sup>3</sup>は2.7%である。同棲婚を経ないで法律婚をしたカップルは全体では15.0%で、スウェーデンに比べるとやや割合が高いということと、法律婚の理由として伝統や宗教上の理由をあげているものが少なくないという点にある。これらの理由に比較すると、「関係を安定させる」や「子どもの将来を考えた」といった理由は相対的に低い。

図3 法律婚カップル、同棲カップルの割合（ハンブルグ）



出所)内閣府経済社会総合研究所・財団法人家計経済研究所編(2006)『フランス・ドイツの家族生活』財務省印刷局

同棲婚カップルで法律婚を予定しているのは、同棲婚カップルのうち36.6%、わからないとしているのは16.1%、法律婚の予定のない者が47.3%で、法律婚の予定のないカップルは全体の14.7%である。同棲婚カップルの方が、現在法律婚をしているカップルよりも同棲期間は長い傾向にある。比較的長い同棲期間のなかで法律婚を考えている理由というのは、「パートナーに資産を残す」、「子どもの将来を考えた」、「税金や社会保障に有利」があげられている。しかし、最も多くあげられている理由は「愛情が確認できた」である。法律婚の予定がないカップルの法律婚をしない理由として、「一緒にいることで十分」をあげる者が最も多く、法律婚を選ぶにせよ同棲婚の継

続を選ぶにせよ、2人の関係性を重視していることが分かる。

ドイツは、フランスやスウェーデンとはやや異なった傾向にある(図3)。同じ年齢層にもかかわらず、法律婚をしている割合は80.3%、同棲婚である割合は19.7%と、法律婚の割合がかなり高いのである。法律婚カップルの中でも同棲を経験した後に法律婚へ移行するものが多く、同棲年数もフランス・スウェーデンに比べて短いものが多い。法律婚をする/した理由として、フランス・スウェーデンと同様、現在法律婚であるものも同棲婚であるものも「愛情が確認できた」が最も多く、現在同棲婚であるものが「税金や社会保障に有利」や「法律上の手続きが面倒」、

「パートナーに資産を残す」が多い点は共通している。異なるのは、現在法律婚であるものも同棲婚であるものも「妊娠」をあげているものが相対的に多い点にある。法律婚カップルの14.1%が、同棲婚カップルの9.1%が法律婚の理由として「妊娠」をあげているのである。これは法律婚前の妊娠がフランスやスウェーデンより多いということではなく、妊娠を法律婚の理由とするかどうかの違いを表している。

### 3. 同棲婚を支える制度

ドイツでは、2002年の同棲の法的関係を定めた法律は、異性間のパートナー、同性間のパートナーなど生活共同体を営む人について、広範にわたって家族の成員としての法的地位を認めている。同棲婚カップル間の子どもの権利は認められているが、パートナーの権利は法律婚カップルとは大きく異なる。図3にみられた法律婚をする理由として「税金や社会保障に有利」があげられる割合が高かった要因である。また、法律婚と同等の権利を得るには、法的な手続きを踏めば得られるものもある。それには複雑な手続きが必要で「法律上の手続きが面倒」があげられていたことにもみられる。法律婚とのもっとも大きな違いは、パートナー死亡時の資産の配分にあり、自動的に「パートナーに資産を残す」には、法的な結婚をすることが必要である。

1969年に非嫡出子は嫡出子と同等の社会的条件が認められ、1997年の親子法改正により嫡出・非嫡出別は廃止され、相続権平等法により嫡出子と等しく相続できる権利を持った。法律上、嫡出子と非嫡出子の差別も区別もないが、図3からわかるように「妊娠」を法律婚の理由としてあげていることから、ドイツでは嫡出の原理が存在していることがわかる。

フランスのカップルに関する法令として有名なPACS（パックス）は、法律婚をしないカップルにも法的な権利を認めようという法律である。法律婚の場合には、結婚している期間中に得た財産については

共有となり、この点はPACS（パックス）のカップルも同様である。ただし、同棲婚の場合は共有とならない。養子縁組は、法律婚のカップルに認められるが、PACS（パックス）や同棲婚の場合には一定の条件を満たした場合に認められる。社会保障の受給権（パートナーとしての受給権）は、PACS（パックス）も、同棲婚の場合も、法律婚と同様に認められる。ただし、同棲婚の場合は一定以上の同棲年数が必要となる。法律婚、PACS（パックス）と同棲婚の違いは、課税方式、つまり法律婚やPACS（パックス）は共同課税であるのに対し、同棲婚の場合は分離課税となり、結果的に同棲婚のほうがやや税が重くなる。また贈与税・相続税の控除額が、法律婚、PACS（パックス）と同棲婚では大きく異なる。

フランスの同棲婚カップルの間にできた子どもに対する差別はなく、また社会保障の領域においても同等の権利を持つ。異なるのは、上記のように税やパートナーとの財産の名義についてである。図2で「パートナーに資産を残す」や「税金や社会保障に有利」が法律婚の理由として多くあげられていたのは、このような理由からである。

現在、フランスでもドイツでも同棲婚カップルについての法整備が行われてきているが、スウェーデンなどの北欧諸国では、先駆けて法律を整備してきた。スウェーデンの婚姻法、パートナーシップ法、サムボ法について高橋（2005）によるまとめを参考にしていこう。

スウェーデンの婚姻法では、婚姻後に得た財産については、基本的に全て夫婦の共有財産となり、これが離婚の際に財産分割の対象となる。しかし、主に婚姻前からもつ財産に関しては、裁判所にて財産契約を登記し、個人資産とすることができる。関連する法律に「親子法」がある。この法律では、未成年の子どもについて、夫婦は婚姻中のみならず結婚を解消した後も共同で養育権をもつものと義務づけられている。この養育権とは監護権と親権を統合したようなもので、子どもとの同居の有無に関わらず、子どもの成長における重要事項の決定は全て両親共同で

行わなければならないと規定している。子どもと同居していない親は養育費を支払う義務がある。

パートナーシップ法はホモセクシュアル・カップルを対象として1995年1月に施行された。その内容は婚姻法に準じており、ふたりの関係性や財産については「婚姻法」と同等である。親になる権利については長いあいだ制限されてきたが、2003年になって養子縁組が認められた。

スウェーデンの「サムボ法」は、登録している住所を同じくし、継続して共同生活を営み、性的関係をもつ非法律婚カップル（サムボ（同棲））に対する法律である。サムボ法は、これらのカップルの住居および家財の分与について取り決めたもので、1988年に施行された。その目的は、同居が解消された際、経済力が弱いいずれか一方に対して最低限の生活を保障することにあった。2003年7月に新サムボ法が施行され、そこでは、サムボの定義がより明確化され、ホモセクシュアル・カップル（パートナーシップ法に則り登録をしていないカップル）にも適用された。同法でも、婚姻法と同様に、カップルは家事・育児を分担し、家計の支出を負担し合うべきこと、財産を自己管理し、債務への自己責任をもつべきことが定められている。

婚姻法と異なる点は、サムボ解消時に財産分割の対象となるものが共同住居と家財のみで、それ以外の資産（預金・有価証券、余暇目的で購入した車・ヨット・サマーハウス等）は、たとえそれがサムボ開始後に得られたものであっても、個人名義であれば分割の対象外となる。カップルに未成年の子どもがいる場合は、離別後、子どもと同居する親が共同住居（特に賃貸住宅や居住権所有の住宅の場合）に住み続けることができるよう配慮されている。

また、相続についても婚姻法との違いが多少みられる。サムボのいずれか一方が死亡した場合、サムボ相手が相続できるのは、共同住居と家財の他には政府が取り決めた一律金額以下の資産のみである。ただし、死亡前に個人財産を共有財産とする法的手続きを取っていれば、法律婚夫婦と同等の権利を得

ることができる。

なお、子どもの権利を保障する観点から、1976年に「親子法」が改正され、婚内子と婚外子の壁は取り除かれ、子どものもつ権利は同等なものとなった。現在は、婚外子に対する法的差別は全く存在しない。離別後の子の養育権に関しては、法律婚夫婦の離婚の場合と異なり、母親が自動的に単独で養育権を得るが、養育責任は両親にあり、別居親は養育費を支払わなければならない。スウェーデン政府は、全ての両親が共同養育権をもつことを推奨しており、そのように希望するサムボカップルは、サムボ中、サムボ解消後に関わらず、申請手続きを取ればすぐに共同養育権を得られる。

なお、法律婚夫婦の間に産まれた子どもは自動的に夫婦の子と認定されるが、サムボの場合は、父親を確定する手続き（カップルが役所に書類を提出するのみ）をする必要がある。父親が確定できない場合は、DNA鑑定によって父親確定が行われる。

以上のように、本論で取り上げた3カ国にかぎらず、その他多くの国でも同棲婚は社会的に認められ、共同生活におけるパートナー相互の責任や義務が示されている。また、「非嫡出子」に対する差別も区別<sup>4</sup>もない。さらに最近認められるようになってきた同性カップルに対する法の施行についても、日本と同様、文化的・歴史的に容認されていたわけではなく、社会の変化に応じた法整備によるものである。

#### 4. 最優先される子どもの福祉

日本でスウェーデンについて説明される場合に、「産まれる子どもの半数以上が『非嫡出子』と書かれていたことがよくあった。本来、その主旨は非嫡出子への差別がないということであったと思うが、「スウェーデンは非嫡出子の国」ということだけが気にかかる人もいるようだ。ある会で「そんな父なし子ばかりいる国の何がいいんだ」と発言した方がいて気絶しそうになった記憶がある。現在、スウェーデンで「非嫡出子」という言葉は使われていない。



出生率が回復したことで注目されるフランスなどでは、「子どもが三人いればお父さんはいない（子育ての費用は支給されるので経済的な心配はないという意味）」といわれていること、スウェーデンでは父親がはっきりしないと母親が申し出た場合に、母親が指名した男性に対してDNA検査が行なわれ、子どもの養育費支払いの義務は、検査によって判明した生物学的な父が負うということなどを話すと、「それ、みたことか、何という貞操観念の低い国々だ」と言わんばかりである。

しかし、どちらの例も、政治的な他の意味が仮にあるにせよ、子どもの福祉を最優先した結果であるといえる。さらに、同棲婚でのパートナーへの保障は、経済的弱者になりやすい女性の生存権の保障でもある。この点について、特にスウェーデンで明記されている。このような法整備、社会保障の整備は多様な家族を容認するものであり、また、条件の違いはややあるものの、それはライフスタイルの選択を不可能にするものではないことは注目すべき点である。今後、日本でもこのような動向を参考に、日本で多様なライフスタイルを可能にするような変革が起こることが望ましいと考える。■

#### 《注》

- 1 今回取り上げるスウェーデン、フランス、ドイツなど西欧、北欧諸国は、アメリカ、イギリス、オーストラリアなどと比較すると、10代の妊娠によるシングルマザーの割合は低く、相対的に安定的な関係にあるカップルが多いことに、留意されたい。
- 2 この調査は、内閣府経済社会研究所が財団法人家計経済研究所に対して委託した「2004年度スウェーデンの家族と家庭生活に関する調査」、「2005年度 フランス・ドイツの家族生活に関する調査」において実施したものである。  
スウェーデンの調査対象者はストックホルムに住む35～44歳のパートナーのいる男女600人、フランス、ドイツの調査対象者は、35～44歳のパートナーのいる男女300人である。フランスではパリの他にリヨン、ドイツではハンブルグの他にミュンヘンでもそれぞれ300人に対し調査を行なっているが、今回は省略した。調査は各国の調査会社に委託し、CATI（コンピューターを用いた電話調査）によって行なった。
- 3 PACS（：Pacte civil de solidarité）とは、フランス語で連帯市民協約の略称である。パックスは、結婚しないカップルにも法的な権利を認めようという法律であり、いわば、結婚と同棲の中間に位置する。パックス締結者の約60%は同性カップルであるが、異性で締結するカップルもある。
- 4 フランスでは「非嫡出子」とはいわず、「自然子」と呼称されている。

#### 《参考文献》

- 高橋美恵子（2005）「スウェーデンの「婚姻法」と「パートナーシップ法」」「スウェーデンの「サムボ法」」内閣府経済社会総合研究所・財団法人家計経済研究所編『スウェーデンの家族生活』財務省印刷局、35-36。
- 内閣府経済社会総合研究所・財団法人家計経済研究所編（2005）『スウェーデンの家族生活』財務省印刷局。
- 内閣府経済社会総合研究所・財団法人家計経済研究所編（2006）『フランス・ドイツの家族生活』財務省印刷局。
- 原俊彦（2001）「旧西ドイツ地域における同棲の広がりとその要因」『家族社会学研究』13（1）：87-97。